

# 地域福祉の概念に関する家政哲学的研究

Study on the concept of community welfare  
based on a philosophy of home economics

近内直美 熊田伸子

Naomi Konnai

Nobuko Kumada

It is said that generally speaking, Japanese social welfare in the 20th century developed mainly through the expansion of various institutions. But in the year 2000, social welfare law specified the direction to promotion of community welfare, and a policy of institutions centered was changed clearly. The cases which indicate the change of this policy are as follows; the start of nursing?care insurance institution in the year 2000, the establishment of community inclusive support system in the year 2005, the construction and enforcement of community inclusive care system in the year 2015, the creation of community symbiosis by social welfare law revised in the year 2018, and so on. Under such present conditions, this study aims to investigate the concepts in existence of community welfare and to prove the validity and originality of the concept of community welfare in a philosophy of home economics.

## I. 序

概括的に言えば、20世紀のわが国の社会福祉は施設の拡充を主眼として発展してきたといわれる。しかし、2000年、社会福祉法において、地域福祉推進の方向性が明記され、施設中心からの転換が積極的に進められてきた。この転換の背景には、1980年代当初の国家予算における各種社会保障事業等への補助率の見直しや公的サービスの抑制、1980年代のノーマライゼーション思想の広がりによる、地域における生活の支援や在宅福祉サービスへの方針転換、住民参加型福祉サービスやボランティア活動の活発化、などの動向があったといえる。

そして、施設中心ではなく、住み慣れた地域での在宅生活を支援するという方針への具体的転換は、2000年の介護保険制度のスタート、2005年の地域包括支援センターの開設、2015年の地域包括ケアシステムの構築と施行、2018年の改正社会福祉法による「地域共生社会」の創造、などとして具体化している。こうした現状を受けて、漠然とした地域福祉の概念を体系化し、実現していくことは21世紀の課題であるといわれる。この課題に対する1アプローチとして、本研究は既存の地域福祉に関する概念を検討するとともに、本学家政哲学における地域

福祉概念の妥当性と独自性を論証することを研究目的とする。

## II. 地域福祉の概念に関する既存の見解

### 1. 地域福祉の概念ないし定義

1) 大久保秀子氏は次のように記している。

「地域福祉は、生活上必要な機能を備えた社会資源が整備され、そこに住まう人々のつながりが強められ、互いのプライバシーを尊重しながらも、必要に応じて支援力を発揮できる住民意識と組織を形成する社会づくりである、ということもできるでしょう。」

(1)

「福祉が目指しているのは、すべての人が地域社会の一員として心豊かに自分らしく生き生きと暮らしていける社会です。それは、福祉の原点であり、理想です。」<sup>(2)</sup>

上記の引用文から導かれるキーワードは、①心豊かに自分らしくいきいきと暮らすこと、②地域社会、③社会資源の整備、④住民の連帯と相互支援、などであると考えられる。

加えて、氏は、地域福祉の組織と推進の担い手についても取り上げ、以下の項目について簡明に説明している。<sup>(2)</sup>

①行政の役割、②社会福祉協議会、③民生委員、④社会福祉施設、⑤ボランティア・NPO、⑥当事者・地域住民。さらに、地域福祉の実現の観点から、地域包括ケアシステムと地域マネジメントの重要性について解説している。<sup>(3)</sup>

2) 山田美津子・稲葉光彦両氏は次のように記している。

地域福祉とは、「地域のなかには、介護を必要としている高齢者や自立が困難な障がい者、そして乳幼児を抱えている子育て中の家族など、自立した日常生活を送るために何らかの援助を必要としている人たちがいる。地域のなかで、安心した生活を営み、さまざまな分野の活動に参加できる地域社会を作るためには、市町村をはじめ、地域の関係機関や地域住民が、お互いに思いやりをもって支えあっていくことが必要である。つまり、地域社会のなかで、個人が尊重され、自立した人生を送ることができるように、地域の人たちが支えあう地域社会をめざすことが地域福祉であるといえる。」<sup>(4)</sup>と述べている。

上記の引用文から導かれるキーワードは、①地域の中での安心した生活と地域活動への参加、②個人の尊重、③自立した人生、④市町村・関係機関・地域住民の支え合い、⑤援助を必要としている人、などであると考えられる。

また、地域福祉を推進する基本的な考え方として「住民主体、利用者本位、生活課題

を抱えている人たちへの援助」があげられる。

地域福祉の課題として、①多様なサービス供給体制の構築、②身近なところでいつでも総合的に相談が受けられる体制、③情報提供体制の整備、④地域包括ケアシステムを構築していくこと、をあげており④を最も重要な課題としている。

3) 上野谷加代子氏は、次のように記している。

「住み慣れた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、友人、知人などの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活(暮らし)を送ることができるような状態をつくっていくこと」と定義している。<sup>(5)</sup>

上記の引用文から導かれるキーワードは、①住み慣れた地域社会、②人々との社会関係を保つこと、③能力を発揮し誇りを持つこと、④普通の生活(暮らし)、などであると考えられる。

また、地域福祉の包括的なサービスと支援の体系については①日常生活を支援する在宅福祉サービスの整備、②在宅福祉を可能ならしめる都市環境の整備や住宅、移送サービスの整備、③近隣住民の参加・参画による福祉コミュニティづくり、④予防的福祉、環境改善などの資源開発の構築、などが必要であると考えられている。<sup>(6)</sup>

地域福祉の目的についても述べているが、その要点として①個人の尊厳と、福祉サービス利用者の有する能力の発揮、②自立した日常生活の支援、③利用者の意思の尊重、④福祉サービスと保健医療サービスとの有機的連携と創意工夫した総合的サービスの提供、⑤ソーシャルサポートネットワークと、それを支えるコミュニティづくりを車の両輪とした展開(実践方法としてコミュニティソーシャルワークの考え方が重要)、⑥住民と行政との新たなパートナーシップによる展開、⑦狭義の社会福祉から広義の社会福祉への接近を身近な生活圏域において図ることなど<sup>(6)</sup>が挙げられている。

4) 松端克文氏は地域福祉について次のように記している。

自治型地域福祉の理論の枠組みをふまえて「地域福祉とは、困難な状況に置かれている地域住民の生活上の課題の解決に向けて支援を展開することに加えて「あらたな質の地域を形成していく内発性」(=住民の主体性)を基本要件として、地域を舞台に(=地域性)、そこで暮らす住民自身が私的な利害を超えて共同して公共的な課題に取り組むことで(=共同性～公共性)より暮らしていきやすい地域社会にしていくこと、あるいはそのような地域に生活の舞台としての地域そのものを変えていくこと(改革性)をいう」<sup>(7)</sup>と述べている。

上記の引用文から導かれるキーワードは、①住民の主体性によるあらたな質の地域の形成、②地域性、③共同性と公共性、④暮らしやすい地域社会への変革、などであると

考えられる。

地域福祉の構成要素として①困難な状況に置かれている住民の支援、②福祉コミュニティづくり、③地域福祉推進の仕組みづくり、④地域そのものの変革(住民主体形成と自治の構築)としている。<sup>(8)</sup>

5) 宮城孝氏は地域福祉について次のように記している。

「地域福祉とは区市町村を基盤に在宅福祉サービスを整備し、地域での自立生活を支援するという目的を具現化することである。中でも、福祉サービスを利用することが今日のように一般化、普遍化しているにも関わらず、未だ福祉サービスの利用につながらない福祉サービスを必要としているヴァルネラビリティのある人(社会生活上において傷つきやすく、各種の脆弱性を有している人)を発見し、それらの人々と信頼性を築き、それらの人々も社会的に排除することなく、地域での自立生活を支援するという社会福祉の新しい考え方である。」<sup>(9)</sup>とし、さらに、「①市町村を基盤に社会福祉を推進すること、②在宅福祉サービスを推進すること、③福祉サービスへのアクセシビリティをよくし、世帯全体に対応できる総合相談窓口システムをつくること、④相談に来られず、ニーズが潜在化している人を多様なチャンネルで発見し、信頼関係をつくり、伴奏的支援を行うこと、⑤福祉サービスを必要としている人の“本人意思”を重視した地域での社会生活状況をアセスメントすること、⑥制度サービス、インフォーマルケアを問わず、必要な福祉サービスを総合的、有機的に提供できるシステムをつくること、⑦必要な制度サービスが無い場合には、新しいサービスをプログラムとしても、資源としても、制度としても、財源としてもつくること、⑧地域住民の社会福祉意識を変え、主体的に地域づくりにかけられるよう四つの主体形成(i 地域福祉実践の主体、ii 地域福祉サービスの利用主体、iii 地域福祉計画作成主体、iv 社会保険契約主体)のための福祉教育、ボランティア活動の推進を図ること、⑨これらの機能、システムを具現化できるように、市町村社会福祉行政のアドミニストレーションを見直し、行政機関を再編成すること、⑩これらの機能、システム、アドミニストレーションが展開できるように、住民参画で地域福祉計画を策定して地域福祉を進行・管理・推進すること、である。」<sup>(10)</sup>と述べている。

上記の引用文から導かれるキーワードは、①市町村を基盤とすること、②ヴァルネラビリティのある人の自立生活、③在宅福祉サービスの整備、④福祉サービスのアクセシビリティ、⑤潜在化しているニーズへの支援、⑥本人の意思の尊重、⑦総合的、有機的な福祉サービスの提供、⑧新しいサービスの創造、⑨住民主体の地域づくり、⑩市町村社会福祉行政の管理の見直しと行政機関の再編成、⑪住民参画による地域福祉計画策定と地域福祉の推進、などであると考えられる。

地域福祉の理念、考え方を具現化する方法論について、宮城氏はコミュニティワークの考えを踏まえて、住民ボランティア活動を3層化してとらえ、住民の力量を高めるための意図的、意識的な福祉教育の展開が必要であると考えた、<sup>(11)</sup>と述べている。

## 2、地域福祉の概念に関する既存の見解の検討

### (1) 定義ないし概念にみられる多様なキーワード

多様なキーワードは次のようにまとめることができる。

- ①地域性—地域社会、地域社会、地域社会、地域、地域
- ②生活—心豊かに自分らしく暮らすこと、自立した日常生活(安心した生活)、普通の生活(暮らし)、より暮らしていきやすいこと(生活の舞台)、自立生活
- ③個人の尊重—互のプライバシーの尊重、個人が尊重されること、誰もが自分らしく家族及びまちの一員として、個人の尊厳、本人の意思の尊重
- ④福祉サービス—多様なサービス供給体制、福祉サービスと保健医療サービスの総合的サービスの提供、在宅福祉サービス、在宅福祉サービス(必要な福祉サービスを総合的、有機的に提供できるシステム)
- ⑤住民の相互支援—必要に応じて支援力を発揮できる住民意識、お互いに思いやりをもって支えあうこと、困難な状況にある地域、住民の生活上の課題解決への支援、福祉サービスを必要としている人
- ⑥住民の主体性—住民主体、住民の主体性によるあらたな地域の形成、住民の主体性による地域づくり
- ⑦住民の交流と連帯感—住まう人々のつながりが強められること、家族、近隣の人々、友人、知人、等の社会関係を保つこと
- ⑧住民の行政に対する自主的対応—住民と行政との新たなパートナーシップの形成、住民参画による地域福祉計画の策定
- ⑨独特なもの—住民が共同して、公共的課題に取り組むこと、福祉サービスのアクセシビリティ、市町村社会福祉行政の管理の見直しと行政機関の再編成

### (2) 多様なキーワードから導かれる地域福祉概念の構成要素

多様なキーワードから次のような地域福祉概念の構成要素を設定することができる。

- ①地域性—地域社会
- ②生活—自立した日常生活
- ③個人の尊重—個人の尊厳
- ④福祉サービス—在宅福祉サービス
- ⑤住民の相互支援—住民相互の支えあい

- ⑥住民の主体性—住民主体の地域づくり
- ⑦住民の交流と連帯感—住民の結びつき
- ⑧住民の行政に対する自主的対応—住民参画による地域福祉計画の策定

### Ⅲ. 地域福祉の概念に関する家政哲学の見解

家政哲学の見解について説明するために、その前段階として、家政哲学の概要について説明することとする。家政哲学の説明を通して、地域福祉の概念に関する家政哲学の見解を明らかにすることができるからである。そして、本論文における家政哲学は、故関口富左名誉学長が日本で初めて構築されたものである。

#### 1. 家政哲学の概要

家政学の哲学、すなわち家政哲学を求められた背景には、戦後新しく誕生した家政学の研究の主流が自然科学の研究に深く傾斜し、その結果として、人間不在と拡散化が生じたという強い懸念があった。この点を次のように述べている。「戦後の家政学は主として他学の方向、特に自然科学的成果とその方法を取り入れて進めたのが、実情であります。これはこれとして一つの進歩ではありましたが、そこに人間を忘れ、物質的ないしは表面的現象研究に傾き、拡散化の方向へと進行し、人間不在のそしりを免れませんでした。(1)」

そこで、家政学に人間存在をいかに位置付けるか、すなわち哲学の問題が主要テーマとして設定されたのである。ちなみに、哲学が人間存在をテーマとし、科学がそうでないことを、S.de.ボーヴォワールは次のように記している、「科学者は、そのものにより、そしてそのものために科学が存在するところの者、すなわち、人間を問題にしない。哲学者は、人間をその存在において問題とするところの者であり、全体として捉えられた人間的境涯について問うところの者である。(2)」

##### (1) O.F.ボルノーの「家の哲学」との出会い

1966年秋、本大学でボルノーの講演「人間とその家」が開催され、同講演の内容である「家の哲学」の中に、家政学に人間存在を位置付ける問題、すなわち家政哲学の構築という問題に対して、待望の哲学的命題を見出すことができたのである。

①ボルノーの講演「人間とその家」及び著書『人間と空間』における「家」あるいは「住むこと」に関する哲学的命題

「人間の本質にかなった人間と世界との関係は、住むということである。(3)」

「家の領域は…人間の人間性を展開するために不可欠のものだからである。(4)」

「…人間は家の所有においてのみ、つまり住む者としてのみ、全き人間であるからで

ある。(5)」

「家の私的空間を保持することは、人間の精神の健全さのために、欠かせない条件である。(6)」

「住まう者としてだけ、家屋を所有している場合だけ…人間はその本質を充実することができ、全面的に人間でありうるのである。(7)」

「人間が自分の家の中で生活するその仕方を住まう (wohnen) と言いあらわそう。(8)」

上記の記述から、人間は住む者、つまり家で生活する者であり、家での生活を通して人間性を充実することができ、真の存在になることができる、という結論を得ることができる。特に、ボルノーは、人間の本質実現に対する家のもつ意義を、家の人間学的意味として重視するのである。ちなみに、ボルノーは、家あるいは住むことの意味を重視する作家、哲学者として、サン＝テグジュペリ、G. バシュラール、M.ハイデッガーなどを挙げ、その言葉を紹介している。

「人間は住むものであること、人間にとって事物の持つ意味は、家の意味に従って変化するものであることを知って、1つの大きな真理を発見した。(9)」

「せっかちな形而上学者の主張を借りていえば、〈世界に投げだされる〉まえに、人間は家の揺籠のなかにおかれている。…生は幸福にはじまる。それはかくまわれ、まもられ、家のふところに暖かくいだかれてはじまる。(10)」

「人間が存在するということは、死すべきものとして、この地上に存在することであり、それは住んでいるということである。(11)」

さらに、住むことは、家に住むこととほぼ等しい、ということである。このことが次のように記されている。「この一般的に住むということは、さらに、狭義での住むこと、すなわち家に住むことと解き難い関係をなしている。(12)」「家屋は…人間に安らぎを与えてくれる。そして住まうことの問題は家屋の問題へと凝縮する。(13)」

## ②ボルノーの重要な命題である、人間生活の健全さに関する命題

「人間生活の健全さは、正にこの2つの領域(内部空間と外部空間)の均衡が正しく保たれていることにかかわっているのである。(14)」

「人間の内的健康は、世界という外部空間の中での労働と、家屋という内部空間のなかでの安息というこの二つの面のつりあいにもとづくのである。(15)」

上記の記述は、健全な人間生活が家庭生活と労働、仕事との均衡によって達成されるという重要な命題であると同時に、人間生活に関する空間規定を示すものである。こうした人間生活の空間的解釈はより豊かな人間生活概念を提示するものであるといえる。

(2) O.f.ボルノーの「家の哲学」の家政哲学への展開

①家政学の中に人間存在を位置づける問題

家政哲学の主題であるこの問題は、次のような論理の展開によって解決されたといえる。前記1-(1)-①における、ボルノーの一連の陳述から導かれた結論は、人間は住む者、つまり家で生活する者であり、家での生活を通して人間性を充実することができ、真の存在になることができる、ということであった。

かくして、この結論を家政学の哲学的基盤とすることにより、家政学は第一義的に人間が住む空間である家の生活を対象とする学問であるがゆえに、家政学において人間存在を明証をもって自らの中心に、そして主軸として位置づけることができたということである。

ちなみに、家庭生活(内部空間)を対象とする家政学の領域を「家族家政学」と命名し、家政学の中核としている。

②「人間守護の学」としての家政学

ところで、ボルノーの家あるいは住むことの人間学的意味に関する陳述の背景には、究極的な孤独と遺棄という不被護性(Ungeborgenheit)の経験を人間規定とする実存主義から、家による被護性(Geborgenheit)への転換が意図されていることを記しておきたい。ボルノーはこの点について次のように記している、「それ(支持的実在)は、端的にいうなら、実存的に圧迫する人間現存在の不被護性(Ungeborgenheit)の経験から、被護性(Geborgenheit)という新しい感情へいたる道である。<sup>(16)</sup>」

Geborgenheitの独語は、「被護性」あるいは「やすらぎ」と訳されているが、この語の意味は、安らぎを感じ、生に対して希望をもちうる人間の内的側面と、そうした心性を人間に可能にしてくれる、人間を守護し、人間を被包している外的状況との二側面を有するといわれる。<sup>(17)</sup>すなわち「家のやすらぎの感情」を意味する。

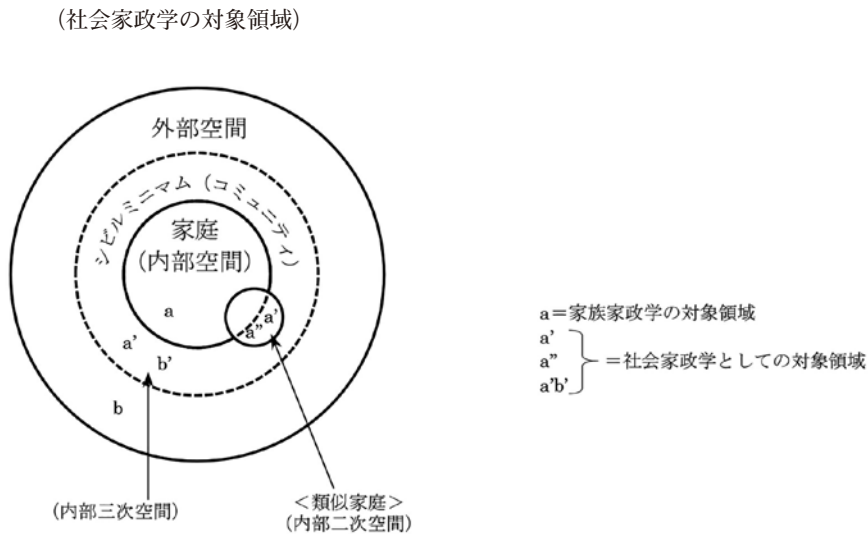
そこで、家政哲学において、このゲボルゲンハイト(Geborgenheit)、つまり「被護性」を家政学的に展開し、「人間守護」の概念を家政学の究極の目的として導出したのである。すなわち、「被護性」のもつ護られているという受動性を、人間を護るといふ能動性のなかに、家政学の意味を置いたのである。この点を次のように記している、「この被護性～守護される受動的状態に、精神的、物質的要素を以て、守護する行為、技術を加えることによって、人間の生の健全さ、人間の本質の完全な実現がなされることとみるのである。このような発想と展開によって理論づけた、家政学の定義を次のようにまとめている。『家族および個人生活に守護性を付加し、その増大をはかる行為、技術を総合して家政学という。』すなわち、『人間守護の学』とする。<sup>(18)</sup>」この陳述から、家の「被護性」のなかで可能となる人間存在を、行為、技術を



もって能動的に実践的に達成する学問として、家政学が定義されていることが判明する。

## 2. 家政学における地域福祉の概念

前記のⅠ－(1)－②とⅠ－(2) O.F.ボルノーの「家の哲学」の家政学への展開、で記された内容は、以下の図に示すことができる。<sup>(19)</sup>



この図から、以下のことを指摘することができる。

- (1) 人間生活の空間規定として、a空間(内部空間：家庭)とb空間(外部空間：労働と仕事と共同生活)を示している。
- (2) 人間生活の空間規定を基に、a空間を対象とした家族家政学、a'・a''・a'b'の各空間を対象とした社会家政学を提示している。ちなみに、a'は学生・社員の寮生活、a''は病院・福祉施設の生活、a'b'は地域社会(コミュニティ)の生活である。

特に、家族家政学と社会家政学の構想は従来にない独創的なものであるといえる。同時に、人間生活の空間規定に基づくこの家政学の構想から、家政学を「人間生活の学」と規定する。この点を次のように記している。「筆者は、家政ないし家政学を人間生活の学としてとらえ、加えて、人間の主位置をおさえて、家政学の展開を図ることを、特にO.F.ボルノーの『空間の人間学的解明』と『時間の人間学的解明』に依拠したのである。<sup>(20)</sup>」

- (3) O.F.ボルノーの、人間生活の健全さは、内部空間と外部空間の均衡が正しく保たれてい

ることにある、という命題は、福祉の理念として解釈できるということである。すなわちこの命題は、人間生活の健全さは、安息と平安とやすらぎの家の生活と、労働と仕事と共同生活の社会生活との均衡によって達成されるということの意味し、一方、「福祉」にあたるwelfareの意味は、「幸福(安楽、健康、快適)な生活」であり、「社会福祉」に当たるSocial welfareは、個人や家族に生じる生活のしづらさを、社会的努力や方策によって解決、あるいは軽減する諸活動の総合を意味する。かくして、人間生活の健全さに関するボルノーの命題は、福祉の理念に相当する意味を持つといえる。

- (4) 内部空間(a空間)をとりまく外部空間の一部(a' b' 空間)として地域社会(コミュニティ)を位置づけていることである。地域社会の問題は、社会家政学の主題の一つとして考えられており、同時に、それは地域福祉の観点からも重視されているといえる。地域社会を主題とした理由は、現代社会における人間の疎外状況や不安感・孤独感の浸透そして都市的生活様式の全般化などによって家の守護機能が脆弱化している現状において、家の守護性を補強するという視点に立って、豊かな生活施設・環境を備え、ヒューマンな、主体性と連帯性をもつ住民が住む地域社会を構想したのである。

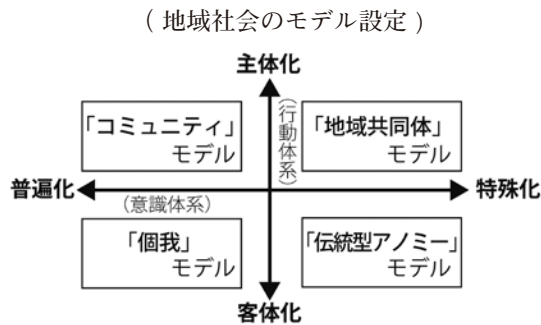
地域社会(コミュニティ)に関する見解については、奥田道大氏の見解が妥当であると考え、氏の見解について検討したのである。

奥田氏によれば、今日提起されることが多いコミュニティの観念は、現代の原子化された都市的な人間に見られる疎外状況への社会学的対応として、すなわち、「生活の場における人間性の回復」とか「トータルな人間復権の拠りどころ」として位置づけられるという。<sup>(21)</sup> 奥田氏は、コミュニティを次の4つの要件によって規定する。<sup>(22)</sup> ①空間的体系。「地域性」と呼ばれる、ある地理的範囲を持つこと。それは小・中学校区に相当する規模のものであり、住民の実体的な生活空間に相当するものである。②施設・環境体系。①の生活空間が生活環境施設のネットワークによって体系化されていること。すなわち自然環境を含む各種の生活施設が整備されていること。この要件は、後に述べるシビル・ミニマムに関連する。③行動体系。住民が自発的な各種の地域活動を展開し、それを通して、住民相互の明確な接触が内実化されること。④意識体系。コミュニティに対する心理的帰属感、一体感、定住意思を持ちうること。

また、4つの要件について、①②を物理的次元、③④を社会＝心理的次元として把握し、特に社会学的分析にとって③④の社会＝心理的次元が重要であるとする。この点からコミュニティ概念を「地域生活過程における行動と意識の新しい体系」と規定する。<sup>(23)</sup> この規定では、特に主観的側面が強調されているが、この中の「新しい」には、「あるべきコミュニティの規範像」ともいうべきコミュニティの理念の意味が込められている。このコミュニティの理念を構成するものとして、③と関連する住民の「主体性」と

④に関連する住民の価値観の「普遍性」を挙げる。<sup>(24)</sup> 主体性とは、客体化の対極をなし、「価値創出の自己決定性と決定した価値の内的一貫性」である。また普遍性は住民が選択する価値が閉ざされた特殊主義（例えば一部住民のエゴ）ではなく、開かれた普遍主義（例えば公共善の追求）をいう。

さらに、③の行動体系における主体化—客体化と④の意識体系における普遍化—特殊化を交差させて、次のような4つの地域社会のモデルを導出している。<sup>(25)</sup>



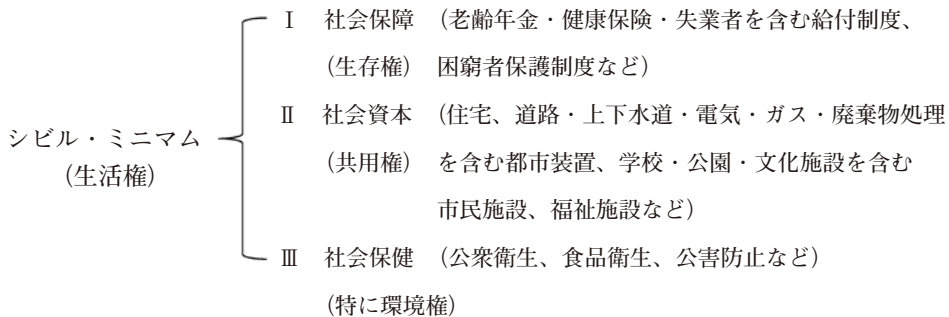
図示されたそれぞれの地域社会の特徴について概説すると、「地域共同体モデル」は、農村の伝統的な村落、都市の旧町内会といった共同体規制が支配する伝統型地域社会のイメージである。地域埋没的な我々行動と排他的な我々意識が優勢な地域社会である。「伝統型アノミーモデル」は急速にスプロール化しつつある大都市近郊農村地帯をはじめ、都市・農村部の解体化地域に見られる。住民相互の連帯感は弱い。「個我モデル」は、大規模団地社会に典型的に見られるが、共同体的価値秩序の完全な崩壊・解体を前提とし、したがって地域共同体モデルの対極にある。意識のレベルでは普遍的な権利意識によって媒介された「個我」の自覚、つまり住民ひとりひとりの権利意識である。行動のレベルでは生活要求の多くの部分が行政サイドに振り向けられるにとどまる点で客体化の状態にあるといえる。「コミュニティモデル」は、行動のレベルではそこに住む住民が地域社会を、住民主体の生活基盤として選択し、位置づける。また生活基盤を創出する過程で、住民相互の連帯感が深まり、行政との自主的対応が生まれる。意識のレベルでは個我における価値の社会化、つまり地域社会への心理的一体感が深められる。これらを要約すると、コミュニティは開放系の普遍的価値とよりトータルな人間的交流と連帯に表現される集合行動傾向を特徴とする地域社会であるといえる。<sup>(26)</sup>

ところで、コミュニティに関するこの定義は、前述の③と④の社会心理的次元として提起されたものである。そこで、①と②の物理的次元も加えれば、コミュニティは、次のように定義されるといえる。コミュニティは実体的な生活空間として自然環境を含む

各種の生活施設を備え、住民が公共善の実現を目指して主体的に地域活動を行い、それを通して人間的な交流と連帯を形成する地域社会である。この定義から、二つのことがいえる。その一つは、地域社会(コミュニティ)における自然環境を含む各種の生活施設の整備とヒューマンな人間関係の形成により、家政哲学のねらいである、家の守護性の補強が達成される可能性が期待できることである。二つ目は、福祉の理念は「良い生活」であるという見地から、この定義は正に地域福祉の理念を意味するというのである。

最後に、奥田氏の都市社会学におけるコミュニティ論は、コミュニティ論のねらいである「人間性の回復」がコミュニティを形成することによってのみストレートに達成できると見るが、家政哲学におけるコミュニティ論は、家の守護性を補強し得るコミュニティを創造することによって、人間性を回復することが可能であることと考えているということである。すでに明らかのように、家は人間性を展開するという人間学的な意味をもっているからである。

- (5) 地域社会(コミュニティ)においてシビル・ミニマム(civil minimum)を位置付けていることである。周知のように、シビル・ミニマムの思想は、1960年代前半に松下圭一氏によって、現代都市問題の激化に対応して提起された理論である。家政哲学において、シビル・ミニマムを社会家政学の主題の一つとした理由は、都市的生活様式の全般化の中で、地域社会の生活環境の充実によって家の守護性を補強することを企図したということである。シビル・ミニマムの内容を以下に示す。<sup>(27)</sup>



シビル・ミニマムについて、次のことを指摘することができる。その一つは、シビル・ミニマムは、生活構造の質的向上、すなわち人間らしい生活を可能とする生活条件の探求であり、一面ではそうした生活を可能とする「市民生活基準であり、他面ではそれを実効的に実現するための自治体行政の「政策公準」であるということである。<sup>(28)</sup>

二つ目は、特に社会資本と社会保健は、生活の質の豊かさにとって最重要の課題である

ということである。公園、広場、文化施設は人間性の発揚に好影響があるといわれる。公園は人間に「憩い」を与え、都市に自然を保ち、人間性を復活させる契機となる。広場は「遊び」を通して人間的可能性の発掘に、文化施設も経験と情報の交流を媒介として人間の創造性に寄与する。また、社会保健によって静穏で安全で美しい生活環境が確保される。三つ目は、シビル・ミニマムは人間の生活を「点」としてではなく、「面」として把握することによって、より豊かで妥当な社会福祉概念を提示していることである。<sup>(29)</sup> 従来の社会福祉概念の理論的中核が人間生活を点と考える社会保障に傾斜しがちであったのに対して、シビル・ミニマムは、人間生活を面として捉え、社会保障のみならず社会資本と社会保健をも重視する「総体性」の中で福祉を考える「市民福祉」の立場をとる。例えば、老人福祉の問題にしても、所得保障や医療保障の拡充だけでは不十分なであり、そこには、集会場・散歩道・公園などの市民的施設の整備から職業活動・体育活動・文化活動の確保に及ぶ多様な生活空間の構造化が図られることが必要である。

このように、人間生活を地域社会という面において捉え、福祉を総体性の中で考えるシビル・ミニマムの思想は、地域福祉の理念に通ずるものを持つといえる。

最後に、シビル・ミニマムの思想は、これを角度を変えて見ると、今日の全般的な都市的状况において新しいコミュニティを創造することを目指す思想であるということである。すなわちコミュニティの観念という視点から見ると、シビル・ミニマムの思想は、①地域性(コミュニティ・ミニマムの重視)、②主体性・自発性(市民エートスの重視＝市民自治)、③価値の共有と連帯(シビル・ミニマム＝公共善)、などの特徴を重視しており<sup>(30)</sup>、これらの特徴は新しいコミュニティの観念あるいは理念を構成する不可欠な条件である。従って、①と②と③の特徴を有する地域社会を、コミュニティと呼ぶことができる。正にシビル・ミニマムの思想は、一面で地域社会(コミュニティ)の創造を目指す思想装置であるといえる。さらに、シビル・ミニマムの思想は、社会保障、社会資本、社会保健が整備され、市民が主体性、自発性、連帯性をもって豊かな生活のために多様な地域活動を行う地域社会を創造することを目指しているということである。そしてこのことは、シビル・ミニマムの思想が、妥当で先進的な地域福祉の観念の基本を包含していることを意味しているといえる。

以上、奥田氏のコミュニティの理論、松下圭一氏のシビル・ミニマムの思想を検討してきたが、既に明らかなように、いずれも、人間と人間性を護るといふ家の守護性を精神的、身体的、経済的に補強する理論であり、それゆえ、家庭哲学において重要な意味を有しているといえる。

ところで、奥田氏のコミュニティ理論と松下氏のシビル・ミニマムの思想の中に、一

つの共通点が認められるのである。それは、両者のコミュニティ論が、「個人とコミュニティ」という構造を基本としている点である。しかし、一方、家政哲学におけるコミュニティの観念は、「個人と家族とコミュニティ」という構造を基本としているのである。前者は、個人の人間性の回復がコミュニティを形成することによってストレートに実現し得ると見るのに対して、後者は、家の守護性によって、加えて、家の守護性を補強するようなコミュニティを創造することによって、個人の人間性の実現が可能であると考えるのである。両者とも、個人の価値実現を目的とする点では一致するが、しかしコミュニティにおける人間性の回復を考えるならば、家の人間学的意味の観点から、家の守護性を基盤とするコミュニティの観念であることが妥当であると考えられる。

このような家政哲学の発想は、O.F.ボルノーの次のような考えに基づいているのである。「したがって狭義の家屋は、より大きな全体、すなわち、いわば拡張された家屋とも言えるふるさと(村や町)の内的分節の一つとなって存在する。<sup>(31)</sup>

かくして、家政哲学における地域福祉の観念は、次のように表現することができる。地域福祉は、社会保障、社会資本、社会保健が整備され、市民が主体性と自発性と連帯性をもって、家庭の守護性を基盤とした豊かな市民生活を目指して、多様な地域活動を行う地域社会を創造することである。

#### IV. 地域福祉概念に関する家政哲学の見解の独自性

既存の地域福祉概念から導かれる地域福祉概念の構成要素に関連して、家政哲学の見解の独自性として、次の点を指摘することができる。

第1に、地域福祉の概念構成にとって必須の理論的前提である、地域社会あるいはコミュニティの理論を据えていることである。この理論をベースとしてはじめて、地域福祉の概念にとって不可欠な、住民の主体性・交流と連帯・行政に対する自主的対応、などを導出することが可能となるのである。

第2に、地域福祉の目的である生活に関して、住み家なき「自立した生活」ではなく、個人を尊重する家族生活という「家の生活」を中核とした地域生活を地域福祉の目的としていることである。この考えは、人間生活の健全さは、内部空間(家)と外部空間(労働と仕事、共同生活)の均衡が正しく保たれていることにかかっている、というO.F.ボルノーの哲学思想に依拠していることによる。

第3に、家の生活を中核とする理由は、人間は家の生活をする者であり、家の生活をする事により人間は人間性を展開することができ、真の人間であることができる。というO.F.ボルノーの哲学を拠り所としていることによる。逆に言えば、住み家なき人間は非人間であり、正

に福祉に反する状態であるといえる。

第4に、家の生活を支え、補強する福祉として、シビル・ミニマム(社会保障、社会資本、社会保健)を設定していることである。シビル・ミニマムは、豊かな市民生活基準と、自治体の政策公準の二面性をもつが、生活を点としてではなく、地域社会という面にとらえ、社会保障、社会資本、社会保健の「総体性」のなかで福祉を考える「市民福祉」の概念であるといえる。そしてそれは、今後の福祉のあり方であるといわれる「総合福祉」の概念に相当するものであるといえる。

最後に、今後の研究については、家政哲学における地域福祉の概念をさらに豊かなものにするとともに、その地域福祉概念を実現するための方法、手段について研究を進める考えである。謝辞

影山 彌名誉教授には、本研究において家政哲学の観点より地域福祉概念に関する思考を深めるためにご指導ご鞭撻を賜りました。ここに謝意を表し心より感謝申し上げます。

## 注

### Ⅱ

- (1) 大久保秀子著『新社会福祉とは何か』p.170中央法規2018年
- (2) 同書pp. 174~177
- (3) 同書pp. 178~181
- (4) 山田美津子・稲葉光彦編集『社会福祉を学ぶ』p.176みらい2019年
- (5) 上野谷加代子・松端克文・永田裕編著『新版よくわかる地域福祉』p. 2 ミネルヴァ書房2019年
- (6) 同書 p. 4
- (7) 同書 p. 6
- (8) 同書 pp. 24~25
- (9) 宮城孝・菱沼幹男・大橋謙策編集『コミュニティソーシャルワークの新たな展開 理論と先進事例』p. 5 中央法規2019年
- (10) 同書 p. 6
- (11) 同書 pp. 27~28

### Ⅲ

- (1) 関口富左「自序」p. 2 関口富左編著『家政哲学』家政教育社1977年
- (2) S.de.ボーヴォワール 朝吹三吉訳『老い』下p. 471 人文書院 1982年
- (3) O.F.ボルノー講演 須田秀幸訳「人間とその家」関口富左編著『人間守護の家政学』P.64 家政教育社 1999年
- (4) 前掲講演、前掲書 p. 67
- (5) 前掲講演、前掲書 p. 72
- (6) 前掲講演、前掲書 p. 67
- (7) O.F.ボルノー 大塚恵一訳『人間と空間』p. 130 せりか書房 1978年

- (8) 前掲書p. 121
- (9) サン・テグジュペリ 山崎庸一郎他訳『城砦』 pp. 33-34 みすず書房 1962年
- (10) G.パシュラール 岩村行雄訳『空間の詩学』 p. 42 思潮社 1969年
- (11) M.ハイデッガー 中村貴志訳『建てる・住まう・考える』 p. 9 中央公論美術出版 2008年
- (12) O.F.ボルノー講演 須田秀幸訳「人間とその家」関口富左編著『人間守護の家政学』 p. 66
- (13) O.F.ボルノー『人間と空間』 p. 124
- (14) O.F.ボルノー講演 須田秀幸訳「人間とその家」関口富左編著『人間守護の家政学』 p. 66
- (15) O.F.ボルノー『人間と空間』 p. 131
- (16) O.F.ボルノー講演 須田秀幸訳『実存主義克服の問題』 p. 20 未来社 1969年
- (17) 前掲書 p. 270
- (18) 関口富左「家政哲学確立のために」『創立三十周年記念論文集』 p. 490 郡山開成学園 1976年
- (19) 関口富左編著『家政哲学』 p. 234
- (20) 関口富左「家政哲学確立のために」『創立三十周年記念論文集』 p. 81 郡山開成学園
- (21) 関口富左編著『家政哲学』 p. 265
- (22) 前掲書 p. 266
- (23) 前掲書 p. 266
- (24) 前掲書 p. 267
- (25) 前掲書 pp. 267-268
- (26) 前掲書 p. 269
- (27) 前掲書 p. 245
- (28) 前掲書 p. 244
- (29) 前掲書 p. 247
- (30) 前掲書 p. 264
- (31) O.F.ボルノー『人間と空間』 p. 126